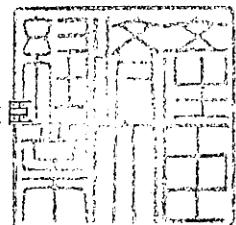


経済産業省

平成15・08・29原第1号  
平成16年1月7日

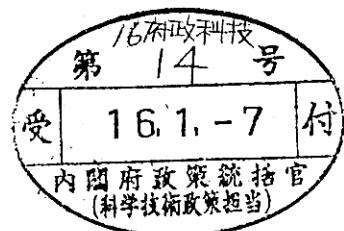
原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



九州電力株式会社玄海原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）

九州電力株式会社代表取締役社長 松尾 新吾 から平成15年8月29日付け原発本第32号（平成15年12月15日付け原発本第182号をもって一部補正）をもつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号及び2号炉において、取替燃料として燃料集合体最高燃焼度が5.5, 000 MWd/t の高燃焼度燃料を使用する。
- (2) 1号及び2号炉において、制御棒クラスタを増設し、これに対応し改良した炉内構造物に取り替える。また、取り外した炉内構造物等を蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。
- (3) 4号炉の使用済燃料ピットにおいて、貯蔵の対象として上記高燃焼度燃料を追加する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号及び2号炉において、取替燃料として燃料集合体最高燃焼度が5.5, 000 MWd/t の高燃焼度燃料を使用する。
- (2) 1号及び2号炉において、制御棒クラスタを増設し、これに対応し改良した炉内構造物に取り替える。また、取り外した炉内構造物等を蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。
- (3) 4号炉の使用済燃料ピットにおいて、貯蔵の対象として上記高燃焼度燃料を追加する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要とされる資金は、自己資金、社債及び一般借入金により調達される計画であり、申請者には、その経理的基礎があるものと認められる。